

29 経営第 3611 号

平成 30 年 4 月 2 日

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

農林水産省経営局保険課長

農業経営収入保険に関連して農業共済団体が行う事業
に係る税務上の取扱いについて

農業経営収入保険に関連して農業共済団体が行う事業に係る税務上の取扱いについて、国税庁課税部に確認した結果、下記のとおりとなったので通知する。

については、農業共済組合及び都道府県農業共済組合連合会に対して周知されたい。

記

1 全国農業共済組合連合会が行う資金貸付事業の収益事業の判定について

農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 175 条第 2 項第 2 号の規定に基づき全国農業共済組合連合会が行う資金の貸付けは、同項第 1 号の保険金を交付する事業（保険業）に付随して行われる行為であり、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）上、保険業は収益事業に該当しないことから、その付随行為である資金貸付事業についても収益事業に該当しない。

2 農業共済組合及び都道府県農業共済組合連合会が行う業務受託の収益事業の判定について

農業保険法第 188 条の規定に基づき農業共済組合及び都道府県農業共済組合連合会が受託して行う農業経営収入保険事業に係る業務のうち、保険料の徴収等の業務が実費弁償で行われている場合には収益事業とならないところ、その実費弁償で行われているか否かの確認は所轄税務署長が行うことから、事前に国税庁に相談した上で、その確認手続等について別途連絡する。

（注）実費弁償とは、その委託により委託者から受ける金額がその業務のために必要な費用の額を超えないことをいう（法人税基本通達 15-1-28）。